

れいわ ねんど
令和8年度 P T A 総会要項 (案)

れいわ ねん がつ にちはっこう
令和8年4月22日発行

もくじ
目次

1. 議事

- | | | |
|---------|------------------|--------------------------------------|
| ◆ 第一号議案 | れいわ ねんど
令和7年度 | じぎょうほうこく ねんかんかつどうないよう
事業報告・年間活動内容 |
| ◆ 第二号議案 | れいわ ねんど
令和7年度 | かいけいけっさんほうこく
会計決算報告 |
| ◆ 第三号議案 | れいわ ねんど
令和7年度 | かいけいかんさほうこく
会計監査報告 |
| ◆ 第四号議案 | れいわ ねんど
令和8年度 | ほんぶやくいん しょうにん
本部役員の承認 |
| ◆ 第五号議案 | れいわ ねんど
令和8年度 | こもん かんさいいん いしよく
顧問・監査委員の委嘱 |
| | れいわ ねんど
令和8年度 | じぎょうけいかく あん
事業計画 (案) |
| | れいわ ねんど
令和8年度 | かいけいよきあん
会計予算 (案) |

2. 四日市市立泊山小学校 P T A 会則

3. P T A 役員選任規定

4. 委員に関する細則

5. 活動組織に関する細則

6. P T A 会員慶弔内規

7. P T A 旅費に関する内規

8. P T A 個人情報取扱規則

9. 令和8年度 P T A 活動予定内容 (一覧表)

れいわ ねんど じぎょうほうこく
令和7年度 事業報告

		活 動 内 容
本部		<ul style="list-style-type: none"> 役員会、常任委員会の開催 各専門部主催行事への参加・協力(交通安全キャンペーン、学校保健委員会、ピカピカ大作戦、運動会、泊山イベント、家庭教育講座等) 校外活動への参加 各種研修会、講演会などやコミュニティスクール運営協議会や社協への参加、各部への参加要請 テトラパック運動 各種PTA関連書類の作成・配布・配信 PTA会計管理
専門部(学年委員)	保健体育部	<ul style="list-style-type: none"> 運動会打ち合わせ 運動会前日準備 運動会の安全見守り ピカピカ大作戦の企画、運営 学校保健委員会への参加
	企画教養部	<ul style="list-style-type: none"> 泊山イベントの企画、運営 三四年级の未来を語る会参加 人権・同和教育に関する文書の投書 各種研修会、講演会への参加
	広報部	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙「とまりやま」年2回発行 広報紙作り研修会への参加 交通安全キャンペーンへの参加 その他(学校行事取材等)
(地区環境部)		<ul style="list-style-type: none"> 地区との連絡、調整 登校班の編成、登校班集合時間の確認 通学路等の危険箇所の点検、整備 あいさつ運動の実施 自転車点検表の配布 子どもをまもるいえ設置協力、依頼

※学年委員は、次年度見込み学級数×2名、補欠2名を選出し、保健体育部/企画教養部/広報部のいずれかに所属する。

※地区委員は、各地区より選出され、地域環境部に所属する。

令和7年度 年間活動内容

		ねんかんかつどうないよう 年間活動内容							
		4月		5月		6月		7月	
本 部	4	がっこうせつつかいほううんえいいんかい 学校施設開放運営委員会	7	うんどう あいさつ運動	7	し れんていきそうかい 市P連定期総会	7	うんどう あいさつ運動	
	19	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第1回常任委員会・部会	8	がっこうほけんかい ていきそうかい けん 学校保健会、定期総会、研 修会	13	うんどう あいさつ運動	7	なんぶ かい 南部ブロック会	
	20	そうかい けつぎ PTA総会(オンライン決議) 案内配信	12	だい かい 第1回コミュニティスクール 運営協議会	16	だい かいせいしやうねんいせいしどうしやこう 第1回青少年育成指導者交 流会・青年部部会	11	こうつうあんぜん 交通安全キャンペーン	
	24	そうかい けつぎ PTA総会(オンライン決議) PTAだより作成・配信	16	うんどう きやうりやく テトラパック運動ご協力 ねが ぶんしよさくせい はいしん お願い文書作成・配信	21	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第2回常任委員会・部会	12	だい かいじょうにん ぎ いんかい 第2回常任議委員会	
			17	だい かいじょうにんぎいんかい かいちやうかい 第1回常任議委員会(会長会)	24	だい かい 第2回コミュニティスクー ル運営協議会	18	うんどうきやうかけっかん テトラパック運動強化月間 ぶんしよはいふ はいしん けいじ 文書配布・配信・掲示	
					25	とまりやま 泊山イベント	25	こ せいかつ 子どもの生活リズム向上研 究会	
					29	かいちやうけんしゅうかい PTA会長研修会			
					30	ひながろく 日永地区ナイトパトロール			
専 門 部	保 健 体 育 部	19	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第1回常任委員会・部会			16	だいさくせん ピカピカ大作戦の し かいふ お知らせ配布	2	だいさくせんやう あ ピカピカ大作戦打ち合わせ
			だいさくせんじゆんび かくにん ピカピカ大作戦準備・確認					14	だいさくせん たよ はいふ ピカピカ大作戦お便り配布
						21	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第2回常任委員会・部会		
	企 画 教 養 部	19	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第1回常任委員会・部会	6~ 13	とまりやま じゆんび 泊山イベント準備	11	とまりやま じゆんび 泊山イベント準備	18	かていきやういくこうざう あ 家庭教育講座打ち合わせ
				22	とまりやま う あ 泊山イベント打ち合わせ	21	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第2回常任委員会・部会	21	へいわ かんが えい がかい 平和を考える映画会
				23	さんしこ みらい かつ かい 三酒子どもの未来を語る会 リーダー学習会	25	とまりやま 泊山イベント	25	こ せいかつ 子どもの生活リズム向上 けんしゅうかい 研修会
								26	スマイルリーダー 養成講座
	広 報 部	19	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第1回常任委員会・部会	31	こうほうし けんしゅうかい 広報誌づくり研修会	21	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第2回常任委員会・部会	11	こうつうあんぜん 交通安全キャンペーン
				ずい 時	こうほうし はんこう 広報誌「とまりやま」春号 さくせいじゆんび 作成準備	25	とまりやま しゃしんさつえい 泊山イベント写真撮影		
	地 域 環 境 部	8	うんどう あいさつ運動	7	うんどう あいさつ運動	13	うんどう あいさつ運動	4	「こどもをまもるいえ」ステッ セツチ しん ききやうりやらい カー設置の新規協力依頼 ぶんしよはいふ 文書配布 じてんしゃてんけん ぶん 自転車点検について文 書はいふ 書配布
19		だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第1回常任委員会・部会			21	だい かいじょうにんいんかい ぶかい 第2回常任委員会・部会			
					27	「こどもをまもるいえ」 すいしんだんたいれんらくかいぎ 推進団体連絡会議			

令和7年度 年間活動内容

		ねんかんかつどうないよう 年間活動内容				
		がつ 8月	がつ 9月	がつ 10月	がつ 11月	
本 部		4	1 あいさつ運動 6 だい かいじょうにんぎんかい 第3回常任議員会	1 あいさつ運動 2 しやきよう ふんかまつ 社協 ふれあい文化祭り じっこういんかい 実行委員会	1 しやきよう ふんかさい 社協ふれあい文化祭 ぜんじつじゅんび 前日準備 2 ひなが ふんかさい 日永ふれあい文化祭	
		22	8 しやきよう ふんかまつ 社協 ふれあい文化祭り じっこういんかい 実行委員会	14 だい かいせいしやうねんいせいしどうしや 第2回青少年育成指導 こうりゆうかい せいねん ぶ ぶかい 者交流会・青年部部会	6 かていきよういくこうざ 家庭教育講座 15 だい かいじょうにんぎんかい 第4回常任議員会	
		23	9 うんどう ちあ 運動打ち合わせ	16 なかよし山完成式典	27 しやうがくまきけんしん 就学前健診	
		24	27 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会	18 うんどうかいぜんじつじゅんび 運動会前日準備 19 うんどうかい 運動会 23 だい かい 第3回コミュニティースクー ル運営協議会	29 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
				24 しやきよう ふんかまつ 社協 ふれあい文化祭り じっこういんかい 実行委員会		
				30 うんどう あいさつ運動		
				31 なんぶ かい 南部ブロック会		
					17 うんどうかいぜんじつじゅんび 運動会前日準備 18 うんどうかい 運動会	29 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会
				9 うんどうかい ちあ 運動会打ち合わせ		
				20 ピカピカ大作戦お便り配 しん 信		
				27 ピカピカ大作戦 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会		
		専 門 部	企 画 教 養 部	8	22 かていきよういくこうざ ちあ 家庭教育講座打ち合わせ 27 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会	8 かていきよういくこうざ 家庭教育講座アンケー ト集計
22				28 かていきよういくこうざ ちあ 家庭教育講座打ち合わせ	29 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
24						
	27 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会			18 うんどうかいさつえい 運動会撮影	29 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
	広 報 部		ずい 随 じ 時 こうほうし 広報誌「とまりやま」 あきふゆごうさくせい 秋冬号作成			
地 域 環 境 部			1 うんどう あいさつ運動	1 うんどう あいさつ運動	29 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第4回常任委員会・部会	
			27 だい かいじょうにんぎんかい ぶかい 第3回常任委員会・部会	かく 各 じ 自 スクールガイド養成講座 (web講習)		
			9/29 ～ 10/6 「こどもをまもるいえ」 ステッカー しんき かつた はいふ けいぞく 新規の方へ配布、継続 の方へ交換			

令和7年度 年間活動内容

		ねんかんかつどうないよう 年間活動内容							
		がつ 12月		がつ 1月		がつ 2月		がつ 3月	
本部	1	あいさつ運動	8	あいさつ運動	2	あいさつ運動	15	テトラパック運動	
	4	第4回コミュニティスクール運営協議会	17	社協 鬼活		新入学児説明会		ご協力のお礼配信	
			24	市P連常任委員会	4	新1年生学年委員選出 会議	19	卒業式	
				新2～6年生学年委員選 出会議	8	第5回常任委員会			
			29	第5回コミュニティスクール運営協議会	16	第3回青少年部指導者 交流会・青年部部会			
					19	学校保健委員会			
					21	第5回常任委員会・部会		4月	
							8	入学式	
							18	第1回常任委員会・部会	
							20	総会資料準備	
専門部	保健体育部				19	学校保健委員会			
					21	第5回常任委員会・部会			
	企画教養部					21	第5回常任委員会・部会		
	広報部					21	第5回常任委員会・部会		
						26	広報誌「といまりやま」秋 ふゆ号配布		
地域環境部	1	あいさつ運動	8	あいさつ運動	2	あいさつ運動	11	ちくべつ児童会	
					21	第5回常任委員会・部会	12	あいさつ運動	

●収入の部	項目	入金額	摘要
	前年度繰越金	1,230,032	
	会費	1,040,400	¥300×学校PTA会員数×11ヶ月
	雑収入	526,386	利息、緑化推進事業(なかよし山)
	合計	2,796,818	

●支出の部	項目	予算額	決算額	差額	摘要
	PTA運営費	310,000	235,053	74,947	
	PTA事業費	700,000	559,011	140,989	
	学校運営援助費	400,000	704,484	-304,484	
	予備費	1,386,818	600	1,386,218	
	合計	2,796,818	1,499,148	1,297,670	

・支出の部 詳細

項目	内 訳	予算額	決算額	差額	摘要
PTA運営費	① 旅費	50,000	31,250	18,750	交通費 研修会参加費 その他
	② 交際費	20,000	0	20,000	
	③ 需用費	50,000	22,073	27,927	事務用消耗品(用紙、インク代、その他)
	④ 事務局費	40,000	42,000	-2,000	四日市人権同和研究大会参加資料代
	⑤ 負担金	150,000	139,730	10,270	市P連負担金 PTA安全会掛金 その他
	小計	310,000	235,053	74,947	
PTA一般活動費	⑥ 報償費	30,000	25,000	5,000	家庭教育講座講師謝礼
	⑦ 使用料	0	0	0	
	⑧ 需用費	250,000	206,150	43,850	会報誌編集印刷代 PTA奉仕作業消耗品等
	小計	280,000	231,150	48,850	
PTA児童福祉活動費	⑨ 報償費	150,000	82,166	67,834	卒業報償品(記念品、証書ホルダー、胸花)
	⑩ 旅費	20,000	19,968	32	児童旅費(三泗陸上記録会・三泗音楽会)
	⑪ 需用費	250,000	225,727	24,273	運動会参加賞 観劇代補助 等
	⑫ 扶助費	0	0	0	
	小計	420,000	327,861	92,139	
学校管理援助費	⑬ 交際費	0	0	0	
	⑭ 需用費	400,000	704,484	-304,484	入学式・卒業式用式花 なかよし山環境整備 泊山イベント
	小計	400,000	704,484	-304,484	
予備費	⑮ 予備費	1,386,818	600	1,386,218	転出者返金
合計	総計	2,796,818	1,499,148	1,297,670	

●収支の部 実際の総収入 総支出 繰越
 ¥2,796,818 - ¥1,499,148 = ¥1,297,670

PTA会計 廣岡 梨香

PTA会計 山中 大輝

監査報告

会計書類一切照合の上、監査したところ、収支とも適正に執行されていることを認めます。

PTA監査委員 上倉 真紀

PTA監査委員 西峰 有香

だいよんごうぎあん
◆ 第四号議案

れいわ ねんど じぎょうけいかく あん
令和8年度 PTA事業計画(案)

きほんりねん
〈 基本理念 〉

しんしん けんこう こ いくせい
心身ともに健康な子どもの育成のために、
ほごしや がっこうかんけいしゃ きょうりよく かつどう
保護者と学校関係者が協力して活動する。

かつどうないよう
〈 活動内容 〉

- ◆ がっこうぎょうじ じゅぎょうさんかん こんだんかい がくねん がつきゅうぎょうじ さんか かつどうないよう
学校行事(授業参観、懇談会、学年・学級行事など)に参加し、活動内容につ
りかい
いて理解する。
- ◆ がっこう しせつ せつび せいび ほぜん ほうしかつどう さんか
学校の施設や設備の整備、保全のための奉仕活動に参加する。
- ◆ つうがくろ あんぜんかくにん きけんかしょ てんけん とお がっこうきょういく しえん
通学路の安全確認、危険箇所の点検などを通して学校教育を支援する。
- ◆ ちいきぎょうじ さんか きょうりよく
地域行事に参加・協力する。
- ◆ かていない こ せいかつ とく ちょうきぎゅうぎょうちゅう せいかつ がっこう れんけい
家庭内での子どもの生活、特に長期休業中の生活について学校と連携し、
じゅうじつ はか
充実を図る。
- ◆ ひつよう おう かんけいしゃ かんけいきかん ようせい ちんじょう
必要に応じて関係者、関係機関に要請・陳情する。
- ◆ かつどう つう いけんこうかん かいいんかん りかい ふか
活動を通じて意見交換し、会員間の理解を深める。
- ◆ けんしゅうかい こうえんかい けんがくかい さんか かいいん きょうよう たか
研修会、講演会、見学会などに参加し、会員の教養を高める。

令和8年度 P T A 会 計 予 算 (案)

収入の部	項目	入金額	摘要
	繰越金	1,297,670	令和7年度会計からの繰越金
	会費	990,000	¥300×学校PTA会員数×11ヶ月
	雑収入	5	利息、家庭教育講座等補助金、他
	合計	2,287,675	

支出の部	項目	令和8年度予算額	令和7年度決算額	摘要
	PTA運営費	340,000	235,053	
	PTA事業費	750,000	559,011	
	学校運営援助費	150,000	704,484	
	予備費	1,047,675	600	
	合計	2,287,675	1,499,148	

支出の部 詳細

項目	内 訳	令和8年度予算額	令和7年度決算額	摘要
P T A 運 営 費	① 旅費	50,000	31,250	交通費 研修会参加費 その他
	② 交際費	20,000	0	会員 児童慶弔費 その他
	③ 需用費	100,000	22,073	事務用消耗品(用紙、インク代、清掃用具、その他)
	④ 事務局費	20,000	42,000	四日市人権同和研究会参加資料代
	⑤ 負担金	150,000	139,730	市P連負担金 PTA安全会掛金 その他
	小計	340,000	235,053	
P T A 事 業 費	⑥ 報償費	30,000	25,000	家庭教育講座講師謝礼等
	⑦ 使用料	0	0	施設 見学 講演会 演奏会等補助
	⑧ 需用費	300,000	206,150	PTA広報 PTA奉仕作業消耗品 通学路看板 等
	小計	330,000	231,150	
	合計	750,000	559,011	
学 校 管 理 援 助 費	⑨ 報償費	150,000	82,166	卒業報償品(記念品、証書ホルダー、胸花)
	⑩ 旅費	20,000	19,968	音楽会 競技会等参加児童旅費補助
	⑪ 需用費	250,000	225,727	観劇代補助 図書費 委員会活動費 教育新聞 運動会参加賞 等
	⑫ 扶助費	0	0	子育連 見舞金 等
	小計	420,000	327,861	
予 備 費	⑬ 交際費	0	0	入学式・卒業式来賓接待費
	⑭ 需用費	150,000	704,484	式花 環境整備・学習消耗品 泊山イベント 等
	小計	150,000	704,484	
予備費	⑮ 予備費	1,047,675	600	
総計		2,287,675	1,499,148	

よっかいちしりつとまりやましょうがっこう かいそく 四日市市立泊山小学校PTA会則

だい しょう 第01章 名称及び事務局

だい しょう
第1条 ほんかい よっかいちしりつとまりやましょうがっこう しょう じむきょく よっかいちしりつとまりやましょうがっこう い かほんこう
本会は、四日市市立泊山小学校PTAと称し、事務局を四日市市立泊山小学校(以下本校という)におく。

だい しょう 第02章 目的

だい しょう
第1条 ほんかい か き じょうこう も もくてき
本会は下記の条項を持ってその目的とする。

- ほごしゃ きょうしゅくいん きょうりょく かねてい がっこうおよ ちいきしゃかい じどう けんぜん
(1) 保護者と教職員が協力して家庭・学校及び地域社会における児童の健全
こうふく せいちよう
で幸福な成長をはかる。
- かねてい がっこう たが れんけい きょういくかんきょう かいぜん つと
(2) 家庭と学校が互いに連携をはかりながら、教育環境の改善に努める。
- かいいん そうご りかい ふか
(3) 会員相互の理解を深める。
- かいいん きょうよう たか
(4) 会員の教養を高める。

だい しょう 第03章 方針

だい しょう
第1条 ほんかい きょういく ほんし みるしゅてきだんたい えいり もくてき
本会は、教育を本旨とする民主的団体であるため、営利を目的とせず、
しゅうきょうてき せいじてき かねたよ しよじぎょうとう すいしん
宗教的・政治的に偏ることなく、諸事業等を推進する。

だい しょう 第04章 事業

だい しょう
第1条 ほんかい だい しょう もくてき たっせい つぎ かね じぎょう おこな
本会は第2章の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
じどう あんぜんかくほ きょういくかんきょう かいぜん かつどう かんけいきかん ようせい
(1) 児童の安全確保、教育環境の改善につながる活動と関係機関への要請。
じどう かつどう たい そくめんてき きょうりょく
(2) 児童の活動に対する側面的な協力
かいいん きょうよう たか じぎょう
(3) 会員の教養を高めるための事業
きょういくてきしせつ せつび せいそう ほうしかつどう
(4) 教育的施設・設備の清掃などの奉仕活動
た もくてきたっせい ひつよう じぎょう
(5) その他、目的達成に必要な事業

だい しょう 第05章 会員

だい しょう
第1条 ほんかい かいいん つぎ とお
本会の会員となることのできるものは次の通りである。

- ほんこう ざいせき じどう ほごしゃ
(1) 本校に在籍する児童の保護者
- ほんこう きんむ きょうしゅくいん
(2) 本校に勤務する教職員

だい しょう
第2条 かいいん びょうどう けんり ぎむ ゆう
会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第06章 役員

第1条 本会に次の役員をおく。

- <会長> 1名(保護者)
- <副会長> 2名(保護者2名)
- <書記> 3名(保護者2名、教職員1名)
- <会計> 2名(保護者1名、教職員1名)

第2条 役員は役員選任規定の第7条(1)(2)に該当する会員から、本部役員選出会議より選任し、総会で承認する。

第3条 役員の仕事は下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- (3) 書記は、本会の記録と通信の事務をつかさどる。
- (4) 会計は本会の会計事務をつかさどる。
- (5) 外部団体に役員を出す場合には、会員の中から会長が委嘱する。

第4条 役員の仕事は、役員6名のうち2名は2年、他の4名は1年の任期とし、再選を妨げない。ただし、同職で連続して3年を超えてはならない。

第5条 泊山小学校の役員を2年間就任した者は、四日市市立南中学校の役員と学年委員の選出対象の免除となる。

第07章 顧問

第1条 この会に顧問をおき、学校長、教頭、前会長に委嘱する。

第08章 委員

第1条 本会に地区委員をおく。

- (1) 地区委員は、地区の会員を代表する。
- (2) 地区委員は以下の人数を毎年1月までに各地区で選出する。
児童数20名以下の場合には1名、21名以上の場合には2名、その後20名増えるごとに1名追加する。(例:41名以上は3名、61名以上は4名)
- (3) 地区委員が役員に選任されたとき、または欠員が生じたときは、その地区で補充する。
- (4) 地区委員をおかない地区は、連絡員をおくこととする。

- だい じょう ほんかい がくねんいじん
第2条 本会に学年委員をおく。
- がくねんいじん がくねん かいじん だいひょう
(1) 学年委員は、学年の会員を代表する。
- がくねんいじん らいねんど かくがくねん めいせんじん
(2) 学年委員は、来年度の各学年からで3名選任する。
- がくねんいじん けつじん しょう ほけつ せんしゅつ
(3) 学年委員に欠員が生じたときは、補欠より選出する。
- だい じょう いいん にんき ねん さいせん さいまた
第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- だい じょう ちくいいん がくねんいじん かん さいそく べつ さいだ
第4条 地区委員・学年委員に関する細則は別に定める。

だい しょう せんもんぶ
第09章 専門部

- だい じょう ほんかい かつどうそしき つぎ せんもんぶ
第1条 本会の活動組織として、次の専門部をおく。
- ほけんたいいくぶ
(1) 保健体育部
- きかくこうほうぶ
(2) 企画広報部
- ちいきかんきょうぶ
(3) 地域環境部
- だい じょう かつどうそしき かん さいそく べつ さいだ
第2条 活動組織に関する細則は別に定める。

だい しょう かいぎ
第10章 会議

- だい じょう ほんかい そうかい じょうにんいじんかい がくねんいじんかい やくいんかい
第1条 本会は総会、常任委員会、学年委員会、役員会をもつ。

かいぎおよ ぎ じ せいりつ
(会議及び議事の成立)

- だい じょう そうかい じょうにんいじんかい がくねんいじんかい かいじん しゅつせき かはんすう も せいりつ
第2条 総会、常任委員会、学年委員会は会員の出席の過半数を持って成立する。
- そうかい せいりつ いにんじょう ふく かはんすう ぎ じ
ただし、総会の成立においては、委任状も含め過半数とする。また、議事は
- しゅつせきしゃ かはんすう けつ
出席者の過半数で決する。

そうかい
(総会)

- だい じょう そうかい つうじょうそうかい りん じそうかい ぜんかいじん こうせい ほんかい
第3条 総会は通常総会および臨時総会とし、全会員をもって構成され、本会の
- さいこうぎけつきかん
最高議決機関である。

2. つうじょうそうかい まいとし がつ かいちょう しょうしゅう
通常総会は、毎年4月に会長が招集する。

- だい じょう かいちょう つぎ ばあい りん じそうかい しょうしゅう
第4条 会長は次の場合に臨時総会を招集する。

- やくいんかい ひつよう みと
(1) 役員会が必要と認めたとき
- じょうにんいじんかい ひつよう みと
(2) 常任委員会が必要と認めたとき
- ぶん いじょう かいじん ようきゅう
(3) 4分の1以上の会員から要求があったとき

- だい じょう つぎ じこう そうかい ぎけつ へ
第5条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- かいそく へんこう
(1) 会則の変更
- じぎょうけいかく よさん せつてい
(2) 事業計画および予算の設定
- じぎょうほうこく けつさんほうこく しょうにん
(3) 事業報告ならびに決算報告の承認

じょうにんいんかい
(常任委員会)

だい じょう
第6条

じょうにんいんかい やくいん ち く いん がくねんいん こうせい そうかい つ ぎけつきかん
常任委員会は、役員・地区委員・学年委員で構成され、総会に次ぐ議決機関
である。

2. じょうにんいんかい そうかい ふたく じこう やくいんかい せんもんぶ いいんとう
常任委員会は、総会より付託された事項および役員会、専門部、委員等から
ていあんじこう しんぎけつてい
の提案事項を審議決定する。
3. じょうにんいんかい かいちょう しょうしゅう
常任委員会は、会長が招集する。
4. じょうにんいんかい がつき かいじょうかいさい かいちょう ひつよう みと
常任委員会は、学期に1回以上開催するほか、会長が必要と認めたときに
かいさい
開催する。

だい じょう
第7条

つぎ じこう じょうにんいんかい ぎけつ へ
次の事項は、常任委員会の議決を経なければならない。

- (1) きてい さいそく せいていおよ かいせい
規定・細則の制定及び改正
- (2) ほんかい うんえい かつどう ひつよう じこう
本会の運営と活動に必要な事項
- (3) やくいん せんもんぶ いいんとう ひつよう みと じこう
役員、専門部、委員等が必要と認める事項

がくねんいんかい
(学年委員会)

だい じょう
第8条

がくねんいんかい かくがくねん がくねんいん とうがいたんにんきょうしよくいん こうせい かくがくねん
学年委員会は、各学年に学年委員と当該担任教職員で構成し、各学年
かつどう れんらくちょうせい かつどう きょうぎ
PTA活動の連絡調整・活動について協議する。

だい じょう
第9条

がくねんいんかい い か ばあい しょうしゅう
学年委員会は以下の場合に招集される。

- (1) がくねんいんかい がくねんいん がくねんしゆにんきょうしよくいん ひつよう みと
学年委員会は、学年委員または学年主任教職員が必要と認めたとき、
がくねんいんちょう しょうしゅう
学年委員長が招集する。
- (2) かくがくねんごどう がくねんいんかい がくねんぶかい やくいん ひつよう みと
各学年合同の学年委員会は、学年部会または役員が必要と認めたとき、
かいちょう しょうしゅう
会長が招集する。

やくいんかい
(役員会)

だい じょう
第10条

やくいんかい やくいん こうせい かいちょう しょうしゅう かいむ ひつよう きょうぎ
役員会は役員で構成し、会長が招集し会務に必要なことを協議する。

だい じょう
第11条

かいちょう ひつよう おう やくいんかい かくぶちょう しゅつせき ようせい
会長は必要に応じて役員会に各部長の出席を要請することができる。

だい じょう
第12条

とくべつ じこう ひつよう とくべついいんかい もう
特別な事項について、必要ときには特別委員会を設けることができる。
とくべついいんかい いん かいちょう かいいん いしよく しょうしゅう にんむ
特別委員会における委員は会長が会員から委嘱・招集し、その任務が
しゅうりょう かいにん
終了したときに解任される。

だい しょう
第11章

かいけい
会計

だい じょう
第1条

ほんかい けいひ かいひ じぎょうしゅうにゅう き ふ きんおよ た しゅうにゅう しべん
本会の経費は会費・事業収入・寄付金及びその他の収入によって支弁
する。

だい じょう
第2条

ほんかい かいひ げつがく えん かいけいねんど がつ にち よくねん がつ にち
本会の会費は月額300円とし、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までと
がつぶん ちゅうしゅう
する。(8月分は徴収しない)

だい じょう
第3条

ほんかい けっさん かいけいかんさ へ そうかい ほうこく しょうにん え
本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

だい しょう かいけいかんさ
第12章 会計監査

- だい じょう
第1条 本会の経理を監査するために会計監査委員2名をおく。
2. 監査委員は年1回会計状況を監査し、その結果を総会及び役員会に報告をする。
3. 監査委員は監査執行の際、役員^の立会^いを求め^るものとする。
4. 会計監査委員は、総会において役員外から会長が委嘱する。
5. 監査委員の任期は1年とし、再選は防げない。ただし連続して3年を超えてはならない。

だい しょう かいじん こじんじょうほう とりあつかい
第13章 会員の個人情報の取扱いについて

- だい じょう
第1条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報^の取得^や利用[、]管理^について「個人情報取扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

だい しょう きてい さいそく
第14章 規定・細則

- だい じょう
第1条 本会の運営^に関し、必要^な規定^{および}細則^{は、}この会則^に反^しない限り^{にお}いて常任委員会^の議決^を経^て定め^ることができる。
- だい じょう
第2条 常任委員会^{は、}規定^{および}細則^を制定^{または}改廃^{した}場合には、その結果^を全会員^に報告^しなければならない。

ふ ぞく かいそく しょうわ ねん がつ にち しこう
付 則 この会則は昭和55年4月1日から施行する。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 2. 昭和61年04月25日一部改正 | 10. 平成21年04月26日一部改正 |
| 3. 平成02年04月26日一部改正 | 11. 平成27年02月21日一部改正 |
| 4. 平成05年04月28日一部改正 | 12. 令和03年04月23日一部改正 |
| 5. 平成07年04月25日一部改正 | 13. 令和04年02月18日一部改正 |
| 6. 平成10年04月24日一部改正 | 14. 令和05年04月21日一部改正 |
| 7. 平成11年04月23日一部改正 | 15. 令和06年04月21日一部改正 |
| 8. 平成17年04月29日一部改正 | 16. 令和08年04月21日一部改正 |
| 9. 平成20年04月27日一部改正 | ※改正部に下線部あり |

よっかいちしりつとまりやましようがっこう やくいんせんになき てい
四日市市立泊山小学校PTA役員選任規定

だい じょう きてい かいそくだい しょう やくいん せんこう せんになん かん じこう
第1条 この規定は会則第6章にもとづき、役員^{やくいん}の選考^{せんこう}および選任^{せんになん}に関する事項^{じこう}を
さだ
定める。

やくいんせんこういんかい
(役員選考委員会)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう やくいんせんこういんかい お
第2条 役員候補者^{やくいんこうほしや}の選考^{せんこう}のために、役員選考委員会^{やくいんせんこういんかい}を置く。

だい じょう やくいんせんこういんかい やくいん かくせんもんぶぶちよう こうせい
第3条 役員選考委員会^{やくいんせんこういんかい}は、役員^{やくいん}と各専門部部長^{かくせんもんぶぶちよう}をもって構成^{こうせい}する。

だい じょう やくいんせんこういんかい かいちよう しょうしゅう
第4条 役員選考委員会^{やくいんせんこういんかい}は、会長^{かいちよう}が招集^{しょうしゅう}する。

だい じょう やくいんせんこういんかい やくいんけつてい かいさん
第5条 役員選考委員会^{やくいんせんこういんかい}は、役員決定^{やくいんけつてい}をもって解散^{かいさん}する。

やくいんこうほしや せんこう
(役員候補者の選考)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう つぎ
第6条 役員候補者^{やくいんこうほしや}の選考^{せんこう}は、次のとおりとする。

(1) 役員候補者^{やくいんこうほしや}は、本会^{ほんかい}の会員^{かいいん}より年度内^{ねんどない}に選考^{せんこう}する。

(2) 選考^{せんこう}する役員候補者数^{やくいんこうほしやすう}は、会則第6章第1条^{かいそくだい しょうだい じょう}にもとづくそれぞれの役員^{やくいん}の
ていすう
定数^{ていすう}とする。

(3) 教職員側^{きょうしよくいんがわ}の役員選考^{やくいんせんこう}については、学校^{がっこう}に一任^{いちにん}する。

やくいんこうほしや せんこうほうほう
(役員候補者の選考方法)

だい じょう やくいんこうほしや せんこう つぎ てじゅん おこな
第7条 役員候補者^{やくいんこうほしや}の選考^{せんこう}は、次の手順^{てじゅん}で行う^{おこな}。

(1) 在校^{ざいこう}している1年生^{ねんせい}から4年生^{ねんせい}の全会員^{ぜんかいいん}より立候補^{りっこうほ}を募^つる。

(2) 立候補^{りっこうほ}で定数^{ていすう}に満たない時は、在校^{ざいこう}している1年生^{ねんせい}から4年生^{ねんせい}までの本校^{ほんこう}
かいいん せんしゅつ
会員^{かいいん}から選出^{せんしゅつ}する。

(3) 役員候補^{やくいんこうほ}の免除項目^{めんじょこうもく}は、次のとおりとする。

とまりやましようがっこう ほんぶ やくいんけいけんせたい
1. 泊山小学校PTA本部役員経験世帯^{とまりやましようがっこう ほんぶ やくいんけいけんせたい}

じねんど とまりやましようがっこう ほんぶ やくいんないていしやせたい
2. 次年度^{じねんど}、泊山小学校PTA本部役員内定者世帯^{ほんぶ やくいんないていしやせたい}

じねんど かくじちかいちようないていしや
3. 次年度^{じねんど}、各自治会長内定者^{かくじちかいちようないていしや}

じねんど ようちえん えん ちゅうがっこう ほんぶ やくいんないていしや
4. 次年度^{じねんど}、幼稚園・こども園・中学校PTA本部役員内定者^{ようちえん えん ちゅうがっこう ほんぶ やくいんないていしや}

じねんど ちくいん せたい
5. 次年度^{じねんど}、地区委員の世帯^{ちくいん せたい}

にんしんちゅう かた
6. 妊娠中^{にんしんちゅう}の方^{かた}

らいねんど よっかいちし れんらくきょうぎ かいやくいん せたい
7. 来年度^{らいねんど}、四日市市PTA連絡協議会役員^{れんらくきょうぎ かいやくいん}の世帯^{せたい}

せんもんぶ ぶちよう つと もの めんじょ つと ねんど じねんど かぎ
8. 専門部^{せんもんぶ}の部長^{ぶちよう}を務めた者^{つと もの めんじょ} (免除^{つと}は務めた年度^{ねんど}の次年度^{じねんど}に限る^{かぎ})

やくいんせんこういんかい みと じじょう かに
9. 役員選考委員会^{やくいんせんこういんかい}で認めた事情^{みと じじょう}のある家庭^{かに}

だい じょう
第8条

やくしよく せんこう
役職の選考について

せんしゆつ やくいんこうほしやくかん ごせん ねんめ にんき やくいん じねんど
選出された役員候補者間で互選する。ただし2年目の任期の役員は、次年度
かいちよう しよき やくしよく しゆうにん のぞ
は会長か書記の役職に就任することが望ましい。

がくねんいん せんこうほうほう
(学年委員の選考方法)

だい じょう
第9条

がくねんいん せんこう つぎ てじゆん おこな
学年委員の選考は、次の手順で行う。

(1) 在校している1年生から5年生の会員より立候補を募る。

(2) 立候補が定数に満たない時は、学年委員選出会議より学年委員選出の通知を配布し、会議に出席して話し合う。会議に出席出来ない場合、通知書記載してある委任状にサイン、押印し本部役員へ提出する。後日学年委員選出会議を開催し、立候補者・出席者・委任状提出者内で学年委員を選出する。

※立候補者・出席者・委任状提出者で定数に満たない場合は、考慮該当者も選出対象となる。(5)参照。

(3) 学年委員の免除項目は、次のとおりとする。

四日市市立泊山小学校PTA役員選任規定第7条(3)に該当する家庭

(4) 学年委員の考慮項目は、次のとおりにする。

1. 過去に泊山小学校で学年委員の経験がある世帯
2. 新学年の時点で、未就学児がいる世帯

(5) 学年委員の考慮は、免除ではない。立候補者・出席者・委任状提出者で定数に満たない場合、考慮対象者も合わせて学年委員の選出をする。

(6) 学年委員選出会議出欠確認書に学年委員候補者や考慮に該当する世帯が、出席すると記入したにも関わらず選出会議を欠席した場合、委任状を提出したものとし、学年委員選出の対象となる。後日役員より決定の連絡を受け、辞退を希望しても受理出来ない。

(7) 学年委員選出会議出欠確認書で、免除や考慮に該当することを選出用紙で記入を忘れ、選出会議までに本部役員に申請せず選出会議当日に申請しても、受理出来ない。そのため、学年委員の選出の対象となる。

(8) 免除と考慮に該当する会員が、自ら役員や学年委員に立候補し、その後辞退を申請しても受理できない。

だい じょう
第10条

やくしよく せんしゆつ やくいんこうほしやくかん ごせん
役職については、選出された役員候補者間で互選する。

やくいんこうほしや せんになん しょうにん
(役員候補者の選任と承認)

だい じょう やくいんせんこういんかい やくいんこうほしや かん ぎあん じょうにんいんかい ていしゅつ
第11条 役員選考委員会は、役員候補者に関する議案を常任委員会に提出しなければ
ならない。

1. ぎあん ていしゅつ さい やくいんこうほしや しょうだく え
議案を提出する際、あらかじめ役員候補者に承諾を得ておかなければなら
ない。

だい じょう やくいんせんこういんかい じょうにんいんかい せんになん やくいんこうほしやしめい そうかいみつかまえ
第12条 役員選考委員会は、常任委員会で選任された役員候補者氏名を総会3日前
までに全会員に通知し、役員候補者に関する議案を総会に提出しなければな
らない。

やくいん けつじん
(役員欠員)

だい じょう やくいん けつじん しょう つぎ
第13条 役員に欠員が生じたときは、次のとおりとする。

- (1) かいちょう けつじん しょう ふくかいちょう しょうにん
会長に欠員が生じたときは、副会長が昇任する。
- (2) かいちょういがい けつじん しょう やくいんかい けつぎ たいしよ
会長以外に欠員が生じたときは、役員会の決議により対処する。
- (3) こうにんしや せんになん しょうにん じょうにんいんかい おこな
後任者の選任と承認は、常任委員会が行う。
- (4) こうにんしや にんき ぜんになんしや ざんにんきかん
後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

いになんじょう
(委任状について)

だい じょう がくねんいん せんしゅつ しょう たいしゅつ ばあい けつぎ ほんぶ
第14条 学年委員選出通知において委任状を提出した場合、すべての決議を本部
やくいん いにん いになんじょう ていしゅつ せたい がくねんいん せんしゅつ
役員へ委任したものとす。委任状を提出した世帯が学年委員に選出された
ばあい ちく いん けつてい ばあい のぞ りゆう めんじよ
場合、地区委員に決定した場合を除いて、いかなる理由であっても免除にする
ことはできない。

ふ そく この規定は平成20年07月05日から施行する。

1. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和03年04月23日一部改正
2. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和04年02月18日一部改正
3. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和05年04月15日一部改正
4. れいわ ねん がつ にちいちぶ
令和07年04月23日一部改正
5. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい
令和08年04月21日一部改正

かいせいぶぶん かせんぶ
※改正部分に下線部あり

いいん かん さいそく 委員に関する細則

だい じょう さいそく かいそくだい しょう いいん かん じこう さだ
第1条 この細則は、会則第8章にもとづき、委員に関する事項を定める。

ち く いいん かつどう (地区委員の活動)

だい じょう ち く いいん つぎ かつどう おこな
第2条 地区委員は次の活動を行う。

- (1) せんもんぶ しょぞく がっこう かつどう すいしん
専門部に所属し、学校PTA活動を推進する。
- (2) ち く たんとうきょうしよくいん ちいきそしき きょうりよく ち く かつどう すいしん
地区担当教職員や地域組織と協力して、地区PTA活動を推進する。
- (3) ち く かつどう れんらくちようせい はか ひつようじこう きょうぎ しょり
地区PTA活動について連絡調整を図り、必要事項について協議・処理する。
- (4) じょうにんいいんかい ぎけつじこう ち く かいいん ほうこく
常任委員会の議決事項などを地区会員に報告する。
- (5) ち く かいいん かつどう かん ようぼう いけんとう しゅうやく じょうにんいいんかい ていしゅつ
地区会員のPTA活動に関する要望・意見等を集約して、常任委員会に提出する。
- (6) ひなが ち く せいしやうねんいくせいかい いいん かつどう きょうりよく
日永地区青少年育成会の委員となり、その活動に協力する。
- (7) さいがいとうきんきゅうじ ち く ぼうさいゆうどういん じどう あんぜん きたく ゆうどう
災害等緊急時に地区防災誘導員となり、児童が安全に帰宅できるように誘導する。
- (8) ひつよう おう ち く こんだんかい じっし しかいしんこう きろく
必要に応じて地区懇談会を実施し、司会進行と記録をする。
- (9) ひつよう おう ち く べつじどうかい しゅつせき かつどう じよげん えんじよ
必要に応じて地区別児童会に出席し、その活動を助言し、援助する。
- (10) ひつよう おう つぎ じこう ほんぶおよ がっこう れんらくちようせい
必要に応じて、次の事項について本部及び学校との連絡調整にあたる。
 - ① ち く じどう こうつうあんぜん ふうきじょう とう こうがいせいかつ かん
地区児童の交通安全や風紀上のこと等、校外生活に関すること
 - ② ち く じどう ち く かいいん けいちよう かん
地区児童、地区会員の慶弔に関すること
 - ③ とうこうはん つうがくろ かん
登校班および通学路に関すること
 - ④ た ち く かつどう かん
その他地区PTA活動に関すること
- (11) かいそくだい しょうだい じょう じねんど ち く いいん せんしゅつ おこな
会則第8章第1条にもとづき、次年度の地区委員選出を行う。
- (12) た かつどう さんか きょうりよく
その他PTA活動に参加・協力する。

ち く いいん せんしゅつほうほう (地区委員の選出方法)

だい じょう ち く いいん せんしゅつ かくちく じじょう あ ほんぶやくいんせんしゅつご ち く かいいんかん
第3条 地区委員の選出は、各地区の事情に合わせて本部役員選出後、地区会員間の話し合いで選出する。

がくねんいいん かつどう (学年委員の活動)

だい じょう がくねんいいん つぎ かつどう おこな
第4条 学年委員は次の活動を行う。

- (1) せんもんぶ しょぞく かつどう すいしん
専門部に所属し、PTA活動を推進する。
- (2) がつきゅうたんにんきょうしよくいん がくねんたんとうきょうしよくいん きょうりよく かつどう すいしん
学級担任教職員や学年担当教職員と協力して、PTA活動を推進する。
- (3) かつどう れんらくちようせい はか ひつようじこう きょうぎ しょり
PTA活動について連絡調整を図り、必要事項について協議・処理する。

- (4) 常任委員会の議決事項などを会員に報告する。
- (5) 会員のPTA活動に関する要望・意見等を集約して、常任委員会に提出する。
- (6) 必要に応じて学級懇談会を実施し、司会進行と記録をする。
- (7) 必要に応じて、次の事項について本部及び学校との連絡調整にあたる。
- ① 児童、会員の慶弔に関すること
 - ② その他PTA活動に関すること
- (8) 会則第8章第2条にもとづき、次年度の学年委員選出を行う。
- (9) その他PTA活動に参加・協力する。

がくねんいん せんしゅつほうほう
(学年委員の選出方法)

だい じょう
第5条 学年委員の選出は立候補から行い、必要人数に満たない場合は、PTA役員選任規定第7条(3)により選出する。

だい じょう
第6条 学年委員に欠員が生じたときは、当該する専門部や時期等を考慮して学年委員会で補充するかどうかを決定する。

だい じょう
第7条 補充で学年委員になった方を、学年委員をした家庭とみなすかどうかは期間等を考慮して学年委員会で決定する。

た
(その他)

だい じょう
第8条 地区委員と学年委員を兼務することはできない。

ふ そ く
付 則 この細則は平成20年09月06日から施行する。

2. 平成24年12月01日一部改正

3. 令和03年04月23日一部改正

4. 令和05年04月15日一部改正

5. 令和08年04月21日一部改正

※改正部分に下線部あり

かつどうそしき かん さいそく 活動組織に関する細則

だい じょう さいそく かいそくだい しょう かつどうそしき かん じこう さだ
第1条 この細則は、会則第09章にもとづき、活動組織に関する事項を定める。

こうせい (構成)

だい じょう かくせんもんぶ こうせい つぎ
第2条 各専門部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 全学年委員が会則第9章第1条に定める保健体育・企画広報部のいずれかの専門部に所属し活動する。
- (2) 全地区委員が会則第9章第1条に定める地域環境部に所属して活動する。
- (3) 各専門部の定数は、役員会で決定する。

うんえい (運営)

だい じょう かくせんもんぶ ぶちょう ふくぶちょう めい ごぜん ぶ うんえい
第3条 各専門部は、部長1名・副部長1名を互選し、部の運営にあたる。

ちいきかんきょうぶ ぶちょう めい ふくぶちょう めい
地域環境部は、部長1名・副部長を3名とする。

だい じょう ほんぶやくいんけいけんしゃ かくせんもんぶ ぶちょう めんじよ
第4条 本部役員経験者は各専門部の部長を免除とする。

だい じょう ひつよう おう ぶかい かいさい ぶかい ぶちょう しょうしゅう
第5条 必要に応じて部会を開催する。部会は、部長が招集する。

だい じょう かつどう ひつよう けいひ かいけい ししゅう
第6条 活動に必要な経費は、PTA会計より支出する。

かつどうないよう (活動内容)

だい じょう かくせんもんぶ つぎ もくひよう かか
第7条 各専門部は、次の目標を掲げる。

- (1) 企画広報部 学校教育および会員相互の理解を深めるための広報活動および
かいじん そうご しんぼく きょうよう たか きょういくせつび じよせい つと
会員相互の親睦と教養を高めるとともに、教育設備への助成に努める。また
ほごしや たちば じどう けんぜんいくせい つと
保護者の立場から児童の健全育成に努める。
- (2) 保健体育部 児童の心身の健康保持と安全に努める。
- (3) 地域環境部 登下校を含む校外における児童の社会環境の整備に努める。

だい じょう かくせんもんぶ だい じょう もくひよう たっせい かつどう きかく じょうにんいんかい ほか
第8条 各専門部は、第7条の目標を達成するための活動を企画して常任委員会に諮り、
すいしん
その推進にあたる。

ふそく さいそく へいせい ねん がつ にち しこう
付 則 この細則は平成20年04月27日から施行する。

2. 令和03年04月23日一部改正

3. 令和04年02月18日一部改正

4. 令和05年04月15日一部改正

5. 令和08年04月21日一部改正

※改正部分に下線部あり

とまりやましようがっこう かいいんけいちょうないき
泊山小学校PTA会員慶弔内規

だい じょう ほんないき かいいん じどう ひょうしょう けいちょう かん きてい
第1条 本内規は、PTA会員および児童の表彰、慶弔に関することを規定する。

かいいん
(PTA会員)

だい じょう じょうにんいんかい けつぎ かいいん りんじひょうしょう おこな
第2条 常任委員会の決議によりPTA会員の臨時表彰を行うことができる。

だい じょう かいいんしぼう ばあい せいか き えん こうでん ほんぶやくいん かいそう
第3条 会員死亡の場合は、生花1基と10,000円の香典をおくり、本部役員が会葬する。

じどう
(児童)

だい じょう とまりやましようがっこうじどう こうい ほか じどう もほん おも ばあい
第4条 泊山小学校児童で、その行為が他の児童の模範となるときは、
やくいんかい しんぎ えん かいちょう ひょうしょう
役員会の審議を得て会長が表彰する。

だい じょう じどうしぼう ばあい せいか き えん こうでん ほんぶやくいん がいどう
第5条 児童死亡の場合は、生花1基と10,000円の香典をおくり、本部役員、該当の
がくねんいん ちくいん かいそう
学年委員、地区委員が会葬する。

た
(その他)

だい じょう ないき たいしよ やくいんかい けつぎ たいしよ
第6条 この内規で対処できないときは、役員会の決議により対処するものとする。

だい じょう ほんないき けいひ かいけい ししゅつ
第7条 本内規の経費は、PTA会計より支出する。

だい じょう ほんないき やくいんかい かいせい
第8条 本内規は役員会で改正することができる。

ふそく ないき しょうわ ねん がつ にち しこう
付 則 この内規は昭和58年4月1日から施行する。

2. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成10年07月04日一部改正
3. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成19年04月07日一部改正

とまりやましょうがっこう りよひ かん ないき 泊山小学校PTA旅費に関する内規

だい じょう ほんないき かいいん ほんかい だいひょう がいぶ かいぎ けんしゅう ぎょうじとう さんか
第1条 本内規は、PTA会員が本会を代表して外部の会議、研修、行事等に参加した
ばあい りよひとう かん きてい
場合の旅費等に関することを規定する。

さんかひ (参加費)

だい じょう さんかひ かいひ しりょうだいとう しゅさいしや しめ がく ぜんがくしきゅう
第2条 参加費、会費、資料代等は、主催者の示す額を全額支給する。

こうつうひ (交通費)

だい じょう こうきょうこうつうきかん りよう ばあい じたくも よ えき てい きてん しゅうてん
第3条 公共交通機関を利用した場合は、自宅最寄り駅・バス停を起点および終点とした
じつび しきゅう
実費を支給する。

だい じょう じかようしゃ じてんしゃ と ほ ばあい こうきょうこうつうきかん りよう きんがく かんさん
第4条 自家用車、自転車および徒歩の場合は、公共交通機関を利用した金額に換算
して支給する。

だい じょう だい じょう ばあい ほんこう きてん しゅうてん かんさん
第5条 第4条の場合、本校を起点および終点として換算する。

このため、四日市あすなろう鉄道泊駅または小学校前バス停をもとに換算する。

だい じょう こうつうひ けいざいてき けいろ ほうほう こうつうしゅだん けいさん
第6条 交通費は、経済的な経路および方法による交通手段で計算する。

だい じょう とまりやましょうがっこうくない こうつうひ しきゅう
第7条 泊山小学校区内での交通費は支給しない。

た (その他)

だい じょう りよひとう さんかしゃ せいきゅう しはら
第8条 旅費等は、参加者の請求により支払うものとする。

だい じょう えんきより しゅくはく とくべつ じじょう しょう とき きょうしよくいん りよひ
第9条 遠距離あるいは宿泊をとまうなど特別な事情が生じた時は、教職員の旅費
きてい さんこう やくいんかい けつぎ たいしよ
規定を参考にした役員会の決議により対処する。

だい じょう ほんないき けいひ かいけい ししゅつ
第10条 本内規の経費は、PTA会計より支出する。

だい じょう ほんないき やくいんかい かいせい
第11条 本内規は役員会で改正することができる。

ふ そ く ないき へいせい ねん がつ にち しこう
付 則 この内規は平成21年04月12日から施行する。

2. へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
平成28年02月27日一部改正

よっかいちしりつとまりやましようがっこう こじんじょうほうとりあつかいきそく 四日市市立泊山小学校PTA個人情報取扱規則

もくてき (目的)

だい じょう 第1条 よっかいちしりつとまりやましようがっこう い か ほんかい ほ ゆう こじんじょうほう てきせい
四日市市立泊山小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正
とりあつか かつどう えんかつ うんえい はか こじん けんり りえき ほ ごと
な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを
もくてき やくいんめいぼ かいいんめいぼ ぎょうじ きろく しゃしんおよ たい こじん
目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人
じょうほう い か こじんじょうほう とりあつか
情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いに
さだ
ついて定めるものとする。

せきむ (責務)

だい じょう 第2条 ほんかい こじんじょうほう ほ ごと かん ほうれい じゅんしゅ とも かつどう
本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において
こじんじょうほう ほ ごと つと
個人情報の保護に努めるものとする。

かんりしゃ (管理者)

だい じょう 第3条 ほんかい こじんじょうほう かんりしゃ かいちょう
本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

とりあつかいしゃ (取扱者)

だい じょう 第4条 ほんかい こじんじょうほう とりあつかいしゃ やくいん かくせんもんぶ ぶ ちよう
本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各専門部部长とする。

ひみつほじぎむ (秘密保持義務)

だい じょう 第5条 こじんじょうほう かんりしゃ とりあつかいしゃ しょくむじょうし こじん
個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人
じょうほう たにん し また ふとう もくてき しよう しょく
情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職
しりぞ あと どうよう ざいにんちゆう ぎむ いほん ばあい やくいんかい がいとう
を退いた後も同様とする。在任中この義務を違反した場合、役員会によって該当
やくいん かいにん がいとう かにい ざいがくちゆう やくいん せんしゅつたいしろう たいにんご
する役員を解任し、該当する家庭が在学中は役員の出選対象としない。退任後
ぎむ いほん ばあい ざいがくちゆう やくいん せんしゅつたいしろう
に義務を違反した場合も、在学中は役員の出選対象としない。

しゅうしゅうほうほう (収集方法)

だい じょう 第6条 ほんかい こじんじょうほう しゅうしゅう こじんじょうほう りようもくてき き
本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め
ほんにん めいじ
本人に明示する。

しゅうち (周知)

だい じょう 第7条 こじんじょうほうとりあつか ほうほう そうかいしりょう じょうにんいんかい とう かいいん しゅうち
個人情報取扱いの方法は、総会資料や常任委員会だより等で会員に周知する。

りよう
(利用)

だい じょう じゅとく こじんじょうほう つぎ もくてき そ りよう おこな
第8条 取得した個人情報、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) かいひ しゅうきんぎょうむ かんりぎょうむ
PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) た ぶんしゅう そうふ
その他の文書の送付
- (3) やくいん かいけいかん さ かいいん じょうにいいん どうこうほんとう めいぼ さくせい
役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) いいんせんしゅつ なら ほんぶやくいんどう すいせんかつどう
委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) こうほうし そうかいしりょうどう けいさい
広報紙、総会資料等への掲載

りようもくてき せいげん
(利用目的による制限)

だい じょう ほんかい ほんにん どうい え ぜんじょう きてい とくてい りよう
第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用
もくてき たつせい ひつよう ほんい こ こじんじょうほう と あつか
目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

かんり
(管理)

だい じょう こじんじょうほう かんりしやまた とりあつかいしや ほかん てきせい かんり
第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、
ふよう こじんじょうほう かんりしや た あ てきせい すみ はいき
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄す
るものとする。保管する最長管理期間は3年とする。

ほかんおよ も だ どう
(保管及び持ち出し等)

だい じょう こじんじょうほう こじん と あつか でんしききどう
第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイル
たいさく い てきせつ じょうたい ほかん も だ ばあい
ス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合
でんし そうふ ふく てきせつ おこな
は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこ
ととする。

だいさんしやていきよう せいげん
(第三者提供の制限)

だい じょう こじんじょうほう つぎ ばあい のぞ ほんにん どうい え だいさんしや
第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者
ていきよう
に提供してはならない。

- (1) ほうれい もと ばあい
法令に基づく場合
- (2) ひと せいめい しんたい ざいさん ほ ご ひつよう ばあい
人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) こうしゅうえいせい こうじょう じどう けんぜんいくせい すいしん ひつよう ばあい
公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) くに きかん ちほうこうきょうだんたいまた いたく う もの ほうれい さだ
国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める
じむ すいこう たい きょうりょく ひつよう ばあい
事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

だいさんしゃていきょう かかわ きろく さくせいとう
(第三者提供に係る記録の作成等)

だい じょう ほんかい こじんじょうほう だいさんしゃ だい じょうだい ごう だい ごう ばあい のぞ ていきょう
第13条 本会は、個人情報^{ほんかい}を第三者^{こじんじょうほう}(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供した
ときは、次の項目^{つぎ こうもく}について記録^{きろく}を作成^{さくせい}し保存^{ほぞん}する。

- (1) だいさんしゃ しめい
第三者^{だいさんしゃ}の氏名^{しめい}
- (2) ていきょう たいしょうしゃ しめい
提供^{ていきょう}する対象者^{たいしょうしゃ}の氏名^{しめい}
- (3) ていきょう じょうほう こうもく
提供^{ていきょう}する情報^{じょうほう}の項目^{こうもく}
- (4) たいしょうしゃ どうい え むね
対象者^{たいしょうしゃ}の同意^{どうい}を得^えている旨^{むね}

だいさんしゃていきょう う さい かくにんとう
(第三者提供を受ける際の確認等)

だい じょう だいさんしゃ だい じょうだい ごう だい ごう ばあい のぞ こじんじょうほう ていきょう う
第14条 第三者^{だいさんしゃ}(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報^{こじんじょうほう}の提供^{ていきょう}を受けると
きは、次の項目^{つぎ こうもく}について記録^{きろく}を作成^{さくせい}し保存^{ほぞん}する。

- (1) だいさんしゃ しめい
第三者^{だいさんしゃ}の氏名^{しめい}
- (2) だいさんしゃ こじんじょうほう しゅとく けいい
第三者^{だいさんしゃ}が個人情報^{こじんじょうほう}を取得^{しゅとく}した経緯^{けいい}
- (3) ていきょう う たいしょうしゃ しめい
提供^{ていきょう}を受ける対象者^{たいしょうしゃ}の氏名^{しめい}
- (4) ていきょう う じょうほう こうもく
提供^{ていきょう}を受ける情報^うの項目^{じょうほう}
- (5) たいしょうしゃ どうい え むね じぎょうしゃ こじん ていきょう う ばあい
対象者^{たいしょうしゃ}の同意^{どうい}を得^えている旨^{むね}(事業者^{じぎょうしゃ}でない個人^{こじん}から提供^{ていきょう}を受ける場合は
きろくふよう
記録^{きろく}不要^{ふよう})

じょうほう かいじ
(情報の開示)

だい じょう ほんかい ほんにん こじんじょうほう かいじ りようていし ついか さくじよ もと
第15条 本会^{ほんかい}は、本人^{ほんにん}から個人情報^{こじんじょうほう}の開示^{かいじ}、利用^{りよう}停止^{ていし}、追加^{ついか}、削除^{さくじよ}を求められたときは、
ほうれい そ おう
法令^{ほうれい}に沿^そってこれ^{おう}に応^おじる。

ろう じとう たいおう
(漏えい時等の対応)

だい じょう こじんじょうほう ろう とう ふんしつふく はあく
第16条 個人情報^{こじんじょうほう}データベース^{らう}を漏えい^{ろう}等^{とう}(紛失^{ふんしつ}含む)したおそれがあることを把握^{はあく}した
ばあい ただ かんりしゃ ほうこく てきせつ じんそく しょり
場合は、直^{ただ}ちに管理^{かんり}者^{しゃ}に報告^{ほうこく}し、適切^{てきせつ}かつ迅速^{じんそく}な処理^{しょり}につとめなければならない
い。

かいせい
(改正)

だい じょう ほうれい かいせい じつむじょう ふ び はっせい ばあい やくいんかい しんぎ
第17条 法令^{ほうれい}の改正^{かいせい}または実務^{じつむ}上の不備^{ふび}が発生^{はっせい}した場合は、役員^{やくいん}会^{かい}において審議^{しんぎ}し
しょうにん かいてい ほんきそく かいてい ばあい だい じょう
承認^{しょうにん}をもって改定^{かいてい}することができる。なお、本規則^{ほんきそく}を改定^{かいてい}した場合は、第7条^{ばあい}に
さだ しゅうちほうほう かいいん しゅうち
定^{さだ}める周知^{しゅうち}方法^{ほうほう}をもって会員^{かいいん}へ周知^{しゅうち}するものとする。

ふ そく
附 則

ほんきそく れいわ ねん がつ にち しこう
本規則^{ほんきそく}は、令和^{れいわ}5年^{ねん}4月^{がつ}22日^{にち}より施行^{しこう}する。

2. れいわ ねん がつ にちいちぶかいせい かいせいぶぶん かせんぶ
令和^{れいわ}8年^{ねん}04月^{がつ}21日^{にち}一部^{いちぶ}改正^{かいせい} ※改正^{かいせい}部分^{ぶぶん}に下線^{かせんぶ}部^ぶあり

令和8年度 活動予定内容(一覧表)

	ほんぶ 本部	ちいきんきょうぶ 地域環境部	せんもんぶ 専門部
組織	会長・副会長・書記・会計	ちいきんきょうぶ 地区委員	ほけんたいいくぶ 保健体育部
活動内容	役員会、常任委員会の開催 各専門部主催行事への参加、協力 市P連、校外活動への参加 各種研修会等、講習会などやコミュニティスクール運営 協議会の参加と、各部への参加要請 テトラパック運動 各種PTA関連書類の作成、配布、配信/PTA会計管理	地区との連絡、調整 登校班の編成、登校班集合時間の確認 通学路等の危険箇所の点検、整備 あいさつ運動の実施 自転車点検表の配布 子どもをまもるいえ設置協力、依頼	運動会前日準備 運動会の安全見守り ピカピカ大作戦の企画運営 学校保健委員会への参加 通学路交通安全キャンペーン実施 広報誌「とまりやま」春号発刊 各種研修会、講演会への参加
4月	第1回常任委員会 PTA総会 学校施設開放運営委員会	第1回常任委員会 PTA総会 あいさつ運動	第1回常任委員会 PTA総会
5月	南部ブロック会・会長会 コミュニティスクール運営協議会 文化教養・青少年部会/社会福祉協議会総会 市P連定期総会/人権同和教育推進協議会	あいさつ運動	交通安全キャンペーン 三泗子どもの未来を語る会 人権同和教育研究大会 広報誌づくり研修会
6月	第2回常任委員会 青少年育成指導者交流会 コミュニティスクール運営協議会 泊山イベント協力/四日市市交通安全保護者連合会	第2回常任委員会 あいさつ運動 「子どもをまもるいえ」設置推進委員会会議	第2回常任委員会 泊山イベント前日準備/泊山イベント開催 一家庭教育講座との隔年開催 広報誌「とまりやま」春号発刊
7月	南部ブロック会・会長会 四日市市交通安全保護者連合会	あいさつ運動、通学路街頭指導、自転車点検表配布 「子どもをまもるいえ」設置協力依頼、手配	ピカピカ大作戦のお便り配布 子どもの生活リズム向上研修会 スマイルリーダー養成講座
8月	日永地区ナイトバトル 日永地区ふれあい祭り 教育講演会・課題別教育研究大会	7月末～8月 「子どもをまもるいえ」お宅訪問	青少年ネット被害防止研修会 教育講演会・課題別教育研究大会
9月	第3回常任委員会 文化教養・青少年部会	第3回常任委員会 あいさつ運動	第3回常任委員会 ピカピカ大作戦 運動会打ち合わせ(学校)
10月	運動会 青少年育成指導者交流会 コミュニティスクール運営協議会 次年度本部役員選出	あいさつ運動	運動会(前日・当日準備、片付け)
11月	第4回常任委員会 南部ブロック会・会長会 四日市市交通安全保護者連合会	第4回常任委員会 あいさつ運動	第4回常任委員会 家庭教育講座(隔年) 三泗子どもの未来を語る会
12月	コミュニティスクール運営協議会	あいさつ運動 次年度地区委員選出(各地区にて)	人権同和教育推進協議会
1月	次年度学年委員選出会議 学校保健委員会研修会 コミュニティスクール運営協議会	あいさつ運動	学校保健委員会研修会
2月	第5回常任委員会 新入児学年委員決め 会長会/四日市市交通安全保護者連合会	第5回常任委員会 新登校班編成	第5回常任委員会
3月	卒業式 会計監査	地区別児童会 あいさつ運動	

※令和8年度から専門部編成により活動内容を見直し、一部変更あり。